

産業廃棄物処分業許可証

住所 大分県佐伯市西浜10897番地66

氏名 有限会社アサヒ産業

代表取締役 山口 清一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和2年9月27日

許可の有効年月日 令和7年9月26日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（破碎、選別、発酵） 以下余白

産業廃棄物の種類

破碎	廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない）、がれき類
選別	廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類
発酵	汚泥（有機汚泥を含み、無機汚泥を含まない）、廃油、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿 （以上12種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。 含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類	選別施設(固定式)
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番66
設置年月日	平成12年5月29日
処理能力	9.28 t/日(8時間)
産廃の種類	廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類
(2) 施設の種類	発酵施設(固定式)
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番40
設置年月日	平成24年12月15日
処理能力	6 t/日(24時間)
産廃の種類	汚泥（有機汚泥を含み、無機汚泥を含まない）、廃油、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿

以下裏面へ続く



おおいた
優良

環境処理業者

- (3) 施設の種類 破砕施設(固定式)
 設置場所 大分県佐伯市西浜10897番66
 使用届出年月日 平成13年7月9日
 設置年月日 平成12年5月29日
 処理能力 6.4 t/日(8時間)
 産廃の種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない)
- (4) 施設の種類 破砕施設(固定式兼移動式)
 設置場所 大分県佐伯市西浜10897番40
 許可年月日 平成21年9月29日
 許可番号 廃対第3号の7
 設置年月日 平成21年9月29日
 処理能力 32 t/日(8時間)
 産廃の種類 木くず
- (5) 施設の種類 破砕施設(固定式兼移動式)
 設置場所 大分県佐伯市西浜10897番40
 許可年月日 平成29年2月3日
 許可番号 廃対第3号の66
 設置年月日 平成29年2月6日
 処理能力 680 t/日(8時間)
 産廃の種類 ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない)、がれき類
- (6) 施設の種類 選別施設(固定式)
 設置場所 大分県佐伯市西浜10897番地40
 設置年月日 令和3年6月10日
 処理能力 208 t/日(8時間)
 産廃の種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない)、ガラスくず等(廃石膏ボードを含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃容器包装を含まない)、がれき類
- (7) 施設の種類 破砕施設(固定式兼移動式)
 設置場所 大分県佐伯市西浜10897番41
 許可年月日 令和5年12月27日
 許可番号 指令循推第1号の5
 設置年月日 令和6年1月5日
 処理能力 廃プラスチック類 389.2 t/日(8時間)、紙くず 271.7 t/日(8時間)、木くず 496.6 t/日(8時間)、繊維くず 132.9 t/日(8時間)、ゴムくず 436.4 t/日(8時間)、金属くず 297.9 t/日(8時間)、がれき類 308.6 t/日(8時間)
 産廃の種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない)、がれき類

3. 許可の条件

移動式施設の使用は、大分県内(大分市を除く)の当該廃棄物の排出現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年9月27日 産業廃棄物処分業許可
 令和2年9月27日 産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有